

禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川県議会

1) 名称

本会は、禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川県議会と称する。

(設立 平成11年11月5日、設立時名称：禁煙、分煙活動を推進する
神奈川県議会)

2) 目的

本会は、喫煙が、がん、循環器疾患、呼吸器疾患などの生活習慣病の予防可能な最大の危険因子であることから、神奈川県における禁煙・受動喫煙防止活動を啓発、推進することにより、健康寿命の延伸を図り、活性にあふれる県民の健康長寿社会の実現を目指す。

3) 活動

本会は前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 禁煙・受動喫煙防止活動に対し、啓発及び支援を行う。
- (2) 禁煙セミナーを開催する。
- (3) 会員相互の啓発活動として研究会、勉強会を開催する。
- (4) 関係法令および条約に基づく受動喫煙防止対策を適切に実施しうるように、必要に応じて公的な関係機関・団体等へ提言を行う。
- (5) 本会の目的を達成するためにその他の活動を行う。

4) 会員

本会の会員は、禁煙・受動喫煙防止活動に関心を持ち、かつ本会の主旨に賛同するもので、次の3種とする。

(1) 正会員

本会の主旨に賛同して入会した個人、および組織の代表者

(2) 学生会員

本会の主旨に賛同して入会した大学、短期大学、専門学校等の学生

(3) 賛助会員

本会の主旨に賛同して入会した団体

5) 入退会

- (1) 入会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。
- (2) 退会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。
- (3) 会費を5年以上納入しないときは退会したものとする。
- (4) 会員が本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたときは、理事会の議決に基づき退会させることができる。

6) 総会

- (1) 総会は会員で構成し、年1回開催する。
- (2) 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- (3) 総会の議長は、会長がこれに当たる。

7) 総会の決議事項

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 活動報告
- (2) 決算
- (3) 活動計画

(4) 予算

(5) その他、理事会で必要と認めた事項

8) 役員

(1) 本会には次の役員をおく。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 3名

理事 40名程度

会計 1名

監事 2名

(2) 役員は理事会において選出し、総会の承認を得る。

(3) 会長は理事会において互選され、会務を統括する。

副会長は会長の指名により互選され、会長を補佐する。

(4) 会計ならびに監事は理事会において互選する。

9) 理事会

(1) 理事会は、役員をもって構成する。

(2) 理事会は、会長が、本会の運営上必要に応じて招集する。

(3) 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

10) 理事会の決議事項

理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 役員を選出及び退任

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事

(4) その他、本会活動に必要な事項

1 1) 会計

本会の運営は、正会員（2千円／年間）、学生会員（無料）、賛助会員（1万円／年間）、寄付金、その他の収入をもって運営費にあてる。

本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

1 2) 事務局

本会の事務局を 公益財団法人 神奈川県予防医学協会におく。

住所：横浜市中区日本大通 58

1 3) メーリングリスト

(1) 本会にメーリングリストを設置し、インターネットによる本会会員相互の情報交換ならびに意見交換の場とする。

(2) 運営・管理は、担当理事によってこれにあたる。

1 4) 付則

(1) 本会則は、平成11年11月5日より施行する。

(2) 本会則は、平成13年11月22日より一部改正し施行する。

(3) 本会則は、平成16年1月15日より一部改正し施行する。

(4) 本会則は、平成25年9月26日より一部改正し施行する。

(5) 本会則は、平成26年4月23日より一部改正し施行する。

(6) 本会則は、平成27年6月6日より一部改正し施行する。

(7) 本会則は、平成28年7月20日より一部改正し施行する。